

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、整備工場にて換気を怠った状態で、他の社員が製造年の古い二輪車のエンジンをかけたまま整備していたところ、隣接の事務所に排気ガスが流入し、排気ガスが原因で意識不明になった（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同日、C医院に受診し、「一過性意識消失（急性CO中毒疑い）」と診断され、同日のうちにD病院に転医し、「一酸化炭素中毒」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成○年○月○日までについては、一酸化炭素中毒による休業の必要性を認めたものの、同疾病は同日をもって治癒し、同年○月○日以降については、一酸化炭素中毒の後遺症で高次脳機能障害及び記憶障害（以下「本件疾病」という。）を発症したとは認められないとして、これを一部支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害により一酸化炭素中毒となり、本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の病態について、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）

E医師、請求代理人F医師及びG医師は、一酸化炭素中毒によるものであると述べるが、H医師、I医師及びJ医師は、これを否定している。

一酸化炭素中毒による高次脳機能障害の症状について、I医師は、要旨、日常生活を独力で維持することができず、著しい記銘・記憶力及び見当識の障害を生じると述べ、平成○年○月○日付けの請求代理人K弁護士作成の意見書に引用されたL医師の論文においても、同旨の意見が述べられている。そこで、請求人の症状をみると、請求人は、洗濯物を干し忘れることがある、ゴミを出し忘れることがある、掃除機を定期的にかけることができない、薬を飲み忘れることがある、会話がかみ合わないと言われる、買物で小銭を出そうとすると頭がパニックとなるためいつも紙幣を出す、バスを乗り間違えることがあるなどと述べている。

請求人は、こうした日常生活上の軽度の見当識障害を訴えるも、一人で通院し、また、労働基準監督署に出頭の際には、同署職員に対し、本件災害の経緯等について理路整然と述べるなど、日常の家庭・社会生活上の問題を生じさせるような記銘・記憶力及び見当識の障害があるとまでは認められないものである。

請求人の高次脳機能検査結果をみると、極めて低い得点となっているものの、

上記のような請求人の状態に照らすと、あまりに不自然であり、当該得点をにわかに措信することはできない。

当審査会では、請求人が本件災害に遭った当日の事情についても慎重に検討したところ、当該時間的・場所的な環境に照らすと、仮に請求人が一酸化炭素を吸い込んだことが事実であるとしても、直前まで顧客対応をしていたという事情からみて、その時間は極めて短いものと考えられ、また、二輪車の整備をしていたMを含め、同建物内にいた職員及び顧客の誰も類似する症状を訴えていないこと、請求人が重度の高血圧症の既往を有していたこと、長期間の療養を要するうつ症状を訴えていたことなどに鑑みると、請求人が訴える症状が、当該排気ガスによる一酸化炭素中毒であったとの前提自体に疑問が残るといわざるを得ないものである。

以上を踏まえれば、請求人が一酸化炭素中毒によって本件疾病を発症したとは判断できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。